

離婚問題の解決手続きのご案内



解決の方法をいくつかご紹介します。

それぞれの手続きの違いをみていきましょう！



話し合いによる解決(協議離婚)



- ・当事者双方に明確な離婚意思があり、離婚に向けた協議を進めることを希望している場合に適しています。
- ・合意できた場合、離婚協議書を作成します。
※養育費、慰謝料など分割払いの給付がある場合
→公証役場で公正証書を作成すると、支払いが滞った場合に強制執行(差押え)ができます。



メリット：迅速。柔軟。法定離婚理由不要。費用がかからない。

デメリット：当事者が直接やり取りすることから感情論に終始する。
十分な協議が出来ず、問題が残る場合が多い。



調停申立による解決(調停離婚)



- メリット：裁判所が関与するため、不当、不公平な離婚をさけることができる。事案に応じた取り決めができる。
別席調停のため相手と顔を合わせずに済むこともある。
調停調書により、支払いが滞った場合に強制執行(差押え)ができる。



デメリット：時間がかかる。(月に1回程度)
相手の言っていることが第三者である調停人から伝わる。



ADRを利用した話し合いによる解決(手続きの詳細は裏面参照)



- ・当事者の一方は夫婦関係を継続したいと考えている場合や、当事者だけでは冷静に話し合うことができないので第三者を交えての話し合いを望んでいる場合、平日の日中は時間の調整が難しい場合などに適しています。
- ※養育費、慰謝料など分割払いの給付などの合意ができた場合
→合意書を作成します。それをもとに公証役場で公正証書の作成もできます。



メリット：法定離婚理由不要。話し合いの日程や場所など柔軟に対応。
言いたいことを直接相手とやり取りできる。
不調に終わった場合、ADRを前提に裁判を起こすことができる。

デメリット：相手と顔を合わせる。(※原則として同席調停です)



司法書士会ADRセンターってどんなことをするの？

トラブルを裁判所の手続きではなく、話し合いで解決したい場合に、トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な立場で話し合いに同席して話し合いのサポートをします。

当事者が直接話し合うので、本音で話し合うことができます。また、解決方法についても、法的な問題だけでなく、感情面への配慮や、柔軟な解決案の検討が可能になります。



話し合いはどこですか？

原則としてADRセンター（福岡県司法書士会館内）ですが、他の場所で行うことも可能です。秘密を保持する必要があるため、場所によりご希望に添えない場合もあります。

話し合いはいつですか？

土日祝日、夜間でも可能です。ご希望に合わせて日時や時間を決めることができます。

誰にも知られたくないけど…

話し合いは非公開で行われます。手続きに関わる人には守秘義務がありますので、安心して利用してください。

相手が話し合いに参加してくれるかな？

お申込みをいただいた後、当センターから相手の方に参加していただけるようお誘いいたします。強制力はありませんので、相手の方が出席を希望しない場合には、手続きは終了となります。

費用はどのくらい？

事務手数料 3,000 円のみで利用できます。（平成 31 年 3 月 31 日まで）
ただし、郵送費などの実費が 3,000 円を超える場合には、追加で実費分をご負担いただきます。

話し合いがまとまったら？

話し合いで決まった内容をまとめ、文書（合意書）を作成してお渡します。



詳しくは…お気軽にADRセンターまでお問い合わせください♪

福岡県司法書士会ADRセンター

住所 福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号大禅ビル1階

※平成29年11月頃から下記住所に変わります。

福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号(福岡県司法書士会館内)

電話 092-741-0530

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10時～16時

